植物防疫所

病害虫情報

No. 40

1993.3.15

熱帯果実の輸入動向と植物検疫

わが国に輸入される生果実は、近年150万トン前後で推移しており、このうち熱帯果実が60~70%を占めている。

熱帯から亜熱帯にかけて、多くの熱帯果実が栽培されているが、これらの地域には果実類の大害虫であるチチュウカイミバエ、ミカンコミバエ、

クインスランドミバエ、ウリミバエが生息して あり、わが国の植物防 疫法により多くの種類 の熱帯果実が輸入を禁 止されている。

しかしながら、①上 記のミバエ類が寄生し ないもの(未成熟バナ ナ、パイナップルなど)、 ②上記のミバエ類が発 生していない地域から 輸入されるもの(メキ シコ産マンゴウ、アボ カド、チェリモヤなど)、 ③条件付輸入解禁植物 (フィリピン、タイ及 び台湾産のマンゴウ、 ハワイ産のパパイヤ、 台湾産のレイシなど)、 ④-17.8℃以下で凍結 されたもの(レイシ、 アセロラ、マンゴスチ

ンなど)については、植物検疫を受ければ輸入することができる。

輸入動向:近年の輸入量の推移は図のとおりで、 バナナとパイナップルの2品目で98%以上を占めている。

バナナの商業ベースによる輸入は昭和25年から

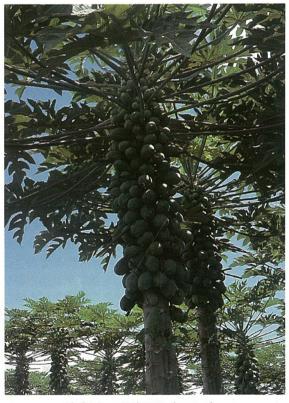
始まり、当初はほとんど台湾産のものであった。 その後、中南米のエクアドルなどから一時期大量に輸入されたが、昭和50年以降はフィリピン産が安定的に輸入され、全体の70~80%を占めている。 バナナの輸入量は年間70~80万 t で、一年を通じてほぼコンスタントに専用の冷蔵船で輸入されて

> いる。また、最近は量 こそ少ないが赤色のバ ナナや小型のモンキー バナナなども輸入され ている。

(いる。

パイナップルは年間 14万トン前後が周年輸入されており、主産地はフィリピンで全輸入 量の95%以上を占めている。

平成3年におけるバナナとパイナップルを除く主な熱帯果実とその輸入量及び生産国は、アボカド2,891t (アメリカ・メキシコ)、ドリアン103t (タイ・フィリピン)、チェリモヤ30t (アメリカ・メキシコ)、サボテンの実(ピタヤ)16t (ベトナム・メキシコ)、



パパイヤの栽培風景(ハワイ)

クダモノトケイ16 t (アメリカ・ニュージーランド)、ゴレンシ 6 t (メキシコ) などである。このほか、数量的にはわずかであるが、30余種の熱帯果実が輸入されている。

条件付輸入解禁植物は、本来輸入が禁止されている果実であるが、生産国においてミバエ類を蒸

熱処理などにより完全殺虫する技術が確立されたものについて、一定の条件を付して輸入が認められているものである(本誌20号参照)。1991年の輸入量は表のとおりで、ハワイ産パパイヤとフィリピン産マンゴウは周年、台湾産マンゴウとレイシは6~7月、タイ産マンゴウは4~5月に輸入されている。

熱帯果実の条件付輸入解禁植物・

品目	生產	至国(地域)	解禁年	1991年輸入量
パパイヤ	ハワイ諸島		1969年	6,139t
	フィ	′リピン	1975年	6,577 t
マンゴウ	台	湾	1976年	53 t
	9	1	1987年	20 t
レイシ	台	湾	1980年	1,334 t

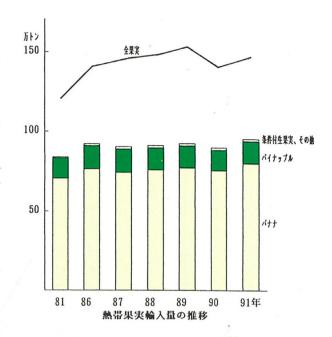
凍結植物は輸入禁止果実であっても−17.8℃以下で凍結され、証明がなされたものであれば輸入することができる。1991年に輸入された主な凍結果実とその生産国はレイシ1,285 t (中国・台湾)、アセロラ1,130 t (ブラジル)、マンゴスチン280 t (タイ)、ランブータン143 t (タイ・ベトナム)などである。

検疫の現状:輸入検査に際しては、果実表面の病害虫付着の有無を調べるほか、変質や変色部、害虫の食入痕などが見られる果実については、必要に応じ切開して綿密な検査を行っている。

これまでに、メキシコ産生果実からは植物検疫上の特定重要害虫に指定されているメキシコミバエが発見されたり、ニシインドミバエなどのAnastrepha属ミバエが発見された事例がある。また、フィジー諸島から輸入されたマンゴウからDacus属ミバエが発見され廃棄処分になった事例もある。



パイナップルの検査風景



ミバエ類のほかにも検疫で発見される病害虫の 種類は多く、特にカイガラムシ類は熱帯地方が原 産であることから発見される種類数も多い。

例えば、バナナではバナナコナカイガラムシ Dysmicoccus neobrevipesやバナナナガカイガラ ムシ Pinnapsis musae など本邦未発生の種類が発 見され消毒措置がとられている。

パパイヤ、マンゴウ、レイシなどの条件付輸入 解禁果実については、その輸出国へ日本の植物防 疫官が出向いて、消毒や検査などが解禁条件どあ りに確実に実施されているかを確認している。

植物防疫所では、物流を阻害することなく迅速な検査対応を心掛けるとともに、害虫の種類に応じた適切な消毒措置をとることによって、これらの害虫の侵入を未然に防いでいる。



バナナの検査風景